

税法実務実践コース 法人税 コントロールタワー

回 数	内 容	ページ
第 1 回	第 1 章 平成30年度改正のポイント 第 2 章 収益の計上時期における実務上のポイント 第 3 章 前払費用の法人税での取扱い 第 4 章 消耗品費等の法人税での取扱い 第 5 章 債務確定基準	P 1 ～ P 22
第 2 回	第 6 章 別表四と五（一）の仕組みと関係 第 7 章 租税公課の法人税における取扱いと未払法人 税等の計上 第 8 章 役員給与 第 9 章 従業員給与 第10章 会社と役員間における不動産の取引	P 24 ～ P 47
第 3 回	第11章 資本的支出と修繕費 第12章 資本的支出の取得価額の特例 第13章 貸倒引当金計上時の実務上のポイント 第14章 交際費等の取扱い 第15章 保険料の取扱い 第16章 リース取引 第17章 所得拡大促進税制（平成30年改正前） 第18章 主な決算チェックポイント	P 50 ～ P 97

※ 上記カリキュラムの回数割・内容等については、講師の授業進度等により変更される場合があります。予めご了承ください。

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成30年4月1日現在確定している法令等に基づき作成しております。

第1章 平成30年度改正のポイント

1 所得拡大促進税制（中小企業者等以外の法人）

「雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除」が「給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除」に改正されました。

（1） 中小企業者等以外の法人

青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除く）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度となりました。この場合において、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、給与等支給増加額の20%の税額控除ができることとなります。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%が上限です。

- 一 継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が3%以上であること。
- 二 国内設備投資額が当期償却費総額の90%以上であること。

- ① 「給与等支給増加額」とは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいいます。ただし、改組後の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、調整を行います。
- ② 「教育訓練費」とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるための費用で次のものをいい、上記の「比較教育訓練費の額」とは、前期及び前々期の教育訓練費の額の年平均額をいいます。
 - イ その法人が教育訓練等（教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものをいう。）を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用
 - ロ 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費
 - ハ 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用
- ③ 継続雇用者とは、当期及び前期の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者で一定のものをいいます。
- ④ 継続雇用者給与等支給額とは、継続雇用者に対する当期の給与等の支給額として一定のものをいいます。
- ⑤ 継続雇用者比較給与等支給額とは、継続雇用者に対する前期の給与等の支給額として一定のものをいいます。
- ⑥ 「国内設備投資額」とは、法人が当期において取得等をした国内にある減価償却資産となる資産で当期末において有するものの取得価額の合計額をいいます。
- ⑦ 「当期償却費総額」とは、その法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額（前期の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）をいいます。

⑧

(中小企業者等以外)

	改正前	改正後
要件	① 基準事業年度の給与に比べ増加促進割合以上給与増加 (増加促進割合:29 年度の場合) 大企業:5% ② 給与等支給総額が前事業年度以上 ③ 平均給与等支給額が前年度比2%以上増加	① $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額}-\text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$ ② 国内設備投資額$\geq$ 当期償却費総額の3%
税額控除	① (給与等支給額－基準事業年度給与等支給額) $\times$ 10% ② 前年度からの増加額$\times$ 2% (法人税額の10%を上限)	① (雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額) $\times$ 15% ② $\frac{\text{教育訓練費}-\text{比較教育訓練費}}{\text{比較教育訓練費}} \geq 20\%$ の場合 5%上乗せ (①と合計20%)
その他	① 設立事業年度も対象	① 設立事業年度は対象外 ② 継続雇用者がいない場合は対象外
継続雇用者	適用年度及び前事業年度等において給与等の支給を受けた国内雇用者 (継続雇用制度対象者に支給したものを除く)	適用年度及び前事業年度等の全期間の各月において給与等の支給を受けた国内雇用者